

○財務省告示第百六十三号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十四年四月九日に発行した政府短期証券の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十四年五月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百七十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八				七				六				五						
額 最				口 イ				口 イ				口 イ						
低 額 面 金				払 込 金				発 行 額				募 入 決 定 の						
行	争	非	者	特	国	入	価	行	争	非	者	特	国	入	価	募	入	
札	入	格	・	別	債	札	格	札	入	格	・	別	債	札	格	方	決	
発	札	競	第	加	市	発	競	發	札	競	第	加	場	發	競	入	定	
行	発	競	I	場	場	行	行	行	行	行	I	場	場	行	行	決	の	
千				千	五	六	五	額	額			込	募	各	当	も	各	価
万				九	千	万	兆	面	面			み	限	国	て	の	申	格
円				百	九	千	五	金	金			の	度	債	る	か	込	競
				二	十	千	千	額	額			応	の	市	。	ら	み	争
				十	五	円	二	で	で			募	額	場	そ	の	う	入
				億	八	百	八	五	五			額	の	特	の	ち	ち	札
				千	三	百	七	千	兆			を	範	別	応	募	募	發
				百	五	十	億	九	五			割	圍	加	募	額	価	行
				十	九	萬	三	十	千			り	内	者	を	順	格	「
							七	七	億			当	に	ご	次	次	の	と
							億	千	万			て	お	と	割	割	高	い
							万	万	円			る	い	の	り	い	い	。
												。	各	の				。
												各	申	の				。
												申	の					。
												申	の					。

九	振替単位	の記載又は記録は、最低額面と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十四年四月九日	額七銭五厘以上のそれぞれ九	十七銭五厘につき九十九円九	特別参加市場	国債市場	口	十二	償還期限	平成二十四年七月九日	たただし、償還期が銀行休業日に	償還金を支払う。その翌営業日に	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十四年四月九日	払込期日
---	------	----------------	----------------	------------	---------------	---------------	--------	------	---	----	------	------------	-----------------	-----------------	-------------	------	---------------	------------	------